

小型空調契約

(個別約款)

2022年10月1日実施

河内長野ガス株式会社

目 次

1. 適用	1
2. 目的	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の成立	1
6. 使用量の算定	2
7. 料金	2
8. 単位料金の調整	3
9. その他	4
付則	4
(別表)	
1. 料金の算定方法	5
2. 料金表	6

1. 適用

本約款は、4に定める適用条件を満たすガス供給に適用できるものです。

2. 目的

本約款は、お客さまの負荷調整を推進しつつ当社のガス事業の効率的な運営を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

3. 用語の定義

- (1) 「小型空調契約」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用または冷却用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器および冷凍能力 351.6KW (100US.RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (2) 「夏期」とは、4月使用分(3月定例検針日の翌日から4月定例検針日まで)から11月使用分(10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで)の8か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分(11月定例検針日の翌日から12月定例検針日まで)から3月使用分(2月定例検針日の翌日から3月定例検針日まで)までの4か月間をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、本約款においては10パーセントといたします。
- (5) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。
- (6) 「当社(導管部門)」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む当社の部門を指します。
- (7) 「ガス小売事業者」とは、ガス事業法第2条第3項に定めるガス小売事業者をいいます。

4. 適用条件

お客さまが、小型空調機器を使用し、小型空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーター(以下「専用ガスメーター」といいます。)を設置する場合に、当社に本約款による契約を申し込むことができます。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、本約款を承諾のうえ、当社に本約款による契約を申し込んでいただきます。なお、本約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時点で成立いたします。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の基本約款に定める定例検針日(以下「定例検針日」といいます。)までといたします。

- ② 当社との他の契約の解約と同時に、本約款を締結する場合は、解約した契約の解約日の翌日からその解約日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日までといたします。なお、解約した契約の契約期間は、その契約の解約日までといたします。
 - ③ 契約期間満了に先立って解約または変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間の満了日の翌日からその満了日が属する月の翌月を起算月として 12 か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 当社は、本約款および他の個別約款にもとづく契約を契約期間満了前に解約または解約と同時に個別約款（一般料金契約）にもとづく契約を締結されたかたが、同一需要場所で本約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (4) 当社は、お客さまが本約款の契約期間満了前に本約款の解約と同時に他の個別約款の適用を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。なお、お客さまが、需要場所におけるガス小売事業者の変更以外の事由により本約款を契約期間中に解約しようとする場合は、あらかじめその解約日を定めて、当社に通知していただきます。需要場所におけるガス小売事業者の変更により本約款を解約しようとする場合は、原則変更後のガス小売事業者が当社（導管部門）を介して当社にその旨を通知するものといたします。ただし、変更後のガス小売事業者が当社（導管部門）を介して当社にお客さまの解約を通知できない場合は、お客さまより、あらかじめ解約日を定めて、その解約日の 30 日前までに通知していただきます。これを超えて通知をいただいた場合にはご指定の解約日に解約できない場合があります。
- (5) 当社は、お客さまが本約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、本約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日における当社（導管部門）による専用ガスメーターの読み等により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、当社が定める基本約款に規定する支払い義務発生の日の翌日から起算して 20 日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に料金の支払いが行われる場合には、(2)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を 3 パーセント割り増した料金（以下「遅収料金」といい、消費税等相当

額を含みます。)を支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) 早収料金または遅収料金は、口座振替または払込みいずれかの方法により、毎月御支払いいただきます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表 1(5)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金 (1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 + 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金 (1立方メートル当たり)
= 基準単位料金 - 0.081円 × 原料価格変動額 / 100円 × (1 + 消費税率)

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格、原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格 (トン当たり)

83,470円

- ② 平均原料価格 (トン当たり)

別表 1(5)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たり LNG 平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) およびトン当たり LPG 平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

= トン当たり LNG 平均価格 × 0.9673 + トン当たり LPG 平均価格 × 0.0358

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格 - 平均原料価格

(3) 基準単位料金（税込）に含まれる石油石炭税は、以下のとおりです。石油石炭税等諸税が変更された場合、当社は基準単位料金（税込）を見直すことがあります。

<適用石油石炭税>

LNG・LPG トン当たり 1,860 円

9. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

本約款の実施期日

本約款は、2022年10月1日から実施いたします。

(別表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または 8 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 早収料金および遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率／(1+消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率／(1+消費税率)
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格にもとづき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日(うるう年は 2 月 29 日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格にもとづき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格にもとづき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から 10 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した冬期の調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表（消費税等相当額を含みます）

(1) 定額基本料金区分

適用区分	月間使用量
料金表 A	0 m ³ から 50 m ³ まで
料金表 B	50 m ³ をこえ 200 m ³ まで
料金表 C	200 m ³ をこえる

(2) 料金表

① 料金表 A

イ) 基本料金

1 ヶ月およびガスメーター1 個につき	858.00 円
---------------------	----------

ロ) 基準単位料金

	夏期	冬期
1 立方メートルにつき	125.44 円	149.64 円

② 料金表 B

イ) 基本料金

1 ヶ月およびガスメーター1 個につき	1,374.39 円
---------------------	------------

ロ) 基準単位料金

	夏期	冬期
1 立方メートルにつき	115.11 円	139.31 円

③ 料金表 C

イ) 基本料金

1 ヶ月およびガスメーター1 個につき	2,916.43 円
---------------------	------------

ロ) 基準単位料金

	夏期	冬期
1 立方メートルにつき	107.40 円	131.60 円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。